

総務省 四国行政評価支局

業務説明



当局の管轄

四国行政評価支局（47人）



愛媛行政監視行政相談センター（9人）



徳島行政監視行政相談センター（10人）



高知行政監視行政相談センター（10人）



当局の主な業務



行政運営改善調査

各府省の業務の実施状況等を実地に調査し、調査で把握した課題やその解決方策等を取りまとめ、関係府省に対し情報提供を行います（大臣からの勧告等）。



行政相談

行政に関する苦情や意見・要望を幅広く受け付け、解決や実現に向けた働きかけを行います。

行政運営改善調査とは

全国計画調査



本省行政評価局が企画し、**管区局が実地調査**
調査結果に基づいて、**全国的な改善**を図るもの。

- ・ 地域における住民の防災意識の向上
- ・ 「ごみ屋敷」対策
- ・ ため池の防災減災対策
- ・ 社会的養護（里親委託）
- ・ 太陽光発電設備等の導入
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援

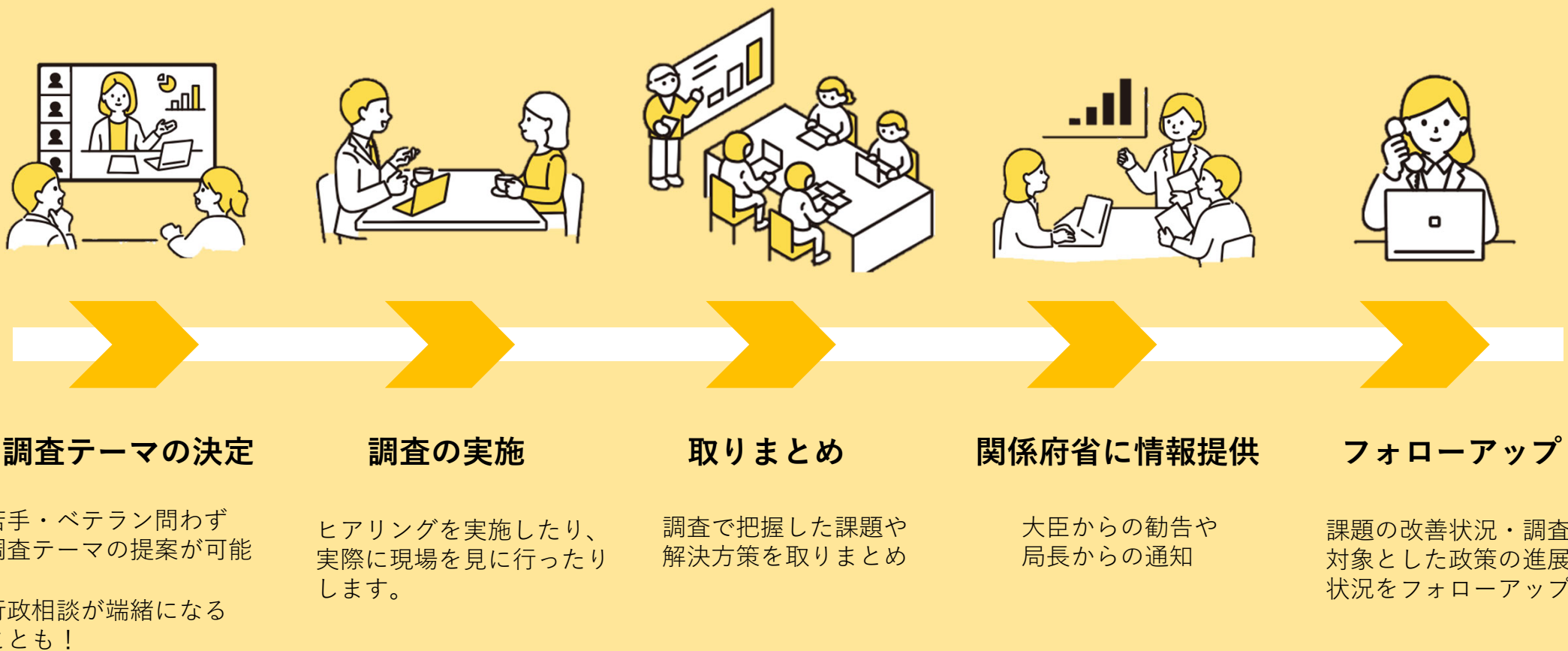
地域計画調査

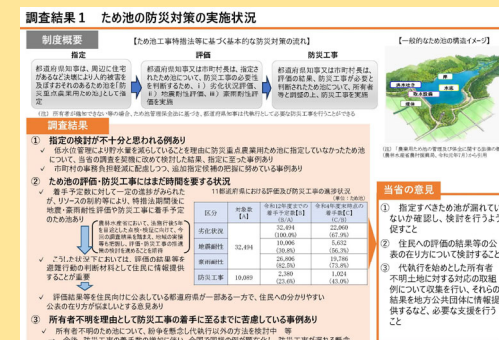


四国行政評価支局が**独自にテーマを設定**し調査を実施
調査結果に基づいて、**現地的な改善**を図るもの。

- ・ 海岸保全施設（水門など）の運用・管理
- ・ 医療機関における外国人患者の受入れ
- ・ 公共施設等における障害者の受入れ
- ・ 南海トラフ巨大地震対策

行政運営改善調査の流れ





行政相談の流れ

相談の受付

様々な方法
で受け付け
ます！

事実確認・ 関係機関へ の連絡

相談者へ 結果連絡

行政評価局



- ・全国に50カ所
- ・行政苦情110番（電話）
- ・メール・対面・お手紙

特別行政相談所



- ・災害時に現地で開設
- ・最近では能登半島地震

一日合同行政相談所



- ・各機関の関係者が出席
- ・相談をワンストップで

行政相談委員



- ・民間有識者のボランティア
- ・各市町村に1人以上配置
- ・定期的に相談所を開設

出前教室・講座



- ・小・中学校
- ・各種団体

特設行政相談所



- ・地域のお祭りやイベント
- ・商業施設
- ・広報物品の配布も

事実確認・調査、現地確認、関係者へのヒアリング実施、改善に向けたあっせんなど

相談者に問合せの回答や、関係機関における改善結果を連絡

行政相談の改善事例

CASE 1



CASE 2



当局の業務の特徴

調べること

いろいろな分野・制度が
業務の対象となります



話すこと

調査、相談とも
人との対話が基本です



出かけること

現場を確認します
デスクワークだけでは
ありません



書くこと

調査・確認した結果を
整理するため、
レポート作成が多いです